

平成30年8月21日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局茨城運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年8月21日
(2) 事業者の氏名又は名称	八丁タクシー株式会社 (法人番号: 6050001032932) 代表者 福田博行
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県筑西市下中山700-4 (バス部営業所) 茨城県筑西市下中山700-4
(4) 行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条の2
(6) 違反行為の概要	平成30年6月19日、定期的な監査を実施。4件の違反が認められた。(1) 運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2) 乗務時間等告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(3) 運行に関する状況把握体制の整備違反(運輸規則第21条の2)、(4) 乗務等の記録の記載事項不備(運輸規則第25条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 4点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4)但し書き参照)

平成30年8月21日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年8月21日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社武井観光（法人番号：8040002015729） 代表者 武井和也
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県千葉市若葉区西都賀2-21-8 (東京営業所) 東京都江東区東雲1-6-23-302
(4) 行政処分等の内容	処分日車数30日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	道路運送法第15条第1項
(6) 違反行為の概要	平成30年2月15日及び平成30年2月21日、定期的な監査を実施。7件の違反が認められた。(1) 事業計画の変更認可違反(道路運送法(以下「運送法」)第15条第1項)、(2) 事業計画の事前変更届出違反(運送法第15条第3項)、(3) 乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(4) 点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(5) 運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(6) 書類の適切管理義務違反(運輸規則第69条)、(7) 自動車に関する表示義務違反(運送法第95条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 3点 当該事業者の累積点数 3点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)

平成30年8月21日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年8月21日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社十和観光 (法人番号: 8050001028937) 代表者 井坂信洋
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県つくばみらい市細代408-1 (本社営業所) 茨城県つくばみらい市箕輪254
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 120日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	平成30年1月25日、定期的な監査を実施。9件の違反が認められた。(1) 運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)、(2) 運送引受書の交付義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(3) 運送引受書の記載事項の不備(運輸規則第7条の2第1項)、(4) 乗務時間等告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(5) 点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(6) 乗務等の記録の記載事項不備(運輸規則第25条第2項)、(7) 運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)、(8) 運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(9) 定期点検整備等の未実施(道路運送車両法第48条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 12点 当該事業者の累積点数 12点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成30年8月21日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年8月21日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社オン・タイム (法人番号: 2010401006279) 代表者 今井信夫
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都港区東麻布2-20-2 (本社営業所) 東京都港区東麻布2-20-2
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 420日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	平成30年1月30日、定期的な監査を実施。16件の違反が認められた。(1) 運賃料金変更事前届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第9条の2第1項)、(2) 事業計画の変更認可違反(運送法第15条第1項)、(3) 運行管理補助者の届出義務違反(運送法第23条第3項)、(4) 運送引受書の交付義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(5) 乗務時間等告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(6) 疾病のおそれのある乗務(運輸規則第21条第5項)、(7) 運行に関する状況把握体制の整備違反(運輸規則第21条の2)、(8) 点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(9) 運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)、(10) 運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(11) 高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(12) 高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(13) 定期点検整備等の未実施(道路運送車両法第48条)、(14) 整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)、(15) 運行管理者に対する講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)、(16) 報告義務違反(運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 42点 当該事業者の累積点数 42点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)

平成30年8月21日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年8月21日
(2) 事業者の氏名又は名称	オレンジバス株式会社 (法人番号: 7011601017706) 代表者 大村智信
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都練馬区大泉学園町3-7-25 (東京中央バス営業所) 東京都練馬区大泉学園町3-7-25
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 60日車
(5) 主な違反の条項	道路運送車両法第48条
(6) 違反行為の概要	平成30年2月19日及び平成30年3月2日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1) 点呼の記録事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2) 運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3) 定期点検整備等の未実施(道路運送車両法第48条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 6点 当該事業者の累積点数 6点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)

平成30年8月21日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年8月21日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社アイカウ交通（法人番号：9050001015249） 代表者 大内剛
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県ひたちなか市磯崎町4261-4 (本社営業所) 茨城県ひたちなか市磯崎町4261-4
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 410日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	平成29年11月28日及び平成29年12月7日、定期的な監査を実施。14件の違反が認められた。(1) 運賃料金変更事前届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第9条の2第1項)、(2) 運送引受書の交付義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(3) 疾病のおそれのある乗務(運輸規則第21条第5項)、(4) 点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(5) 乗務等の記録の記載事項不備(運輸規則第25条第2項)、(6) 運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(7) 運行指示書の作成義務違反(運輸規則第28条の2第1項)、(8) 乗務員台帳の作成義務違反(運輸規則第37条第1項)、(9) 運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(10) 初任運転者及び高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(11) 初任運転者及び高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(12) 点検整備関係義務違反(道路運送車両法第49条)、(13) 自動車に関する表示義務違反(運送法第95条)、(14) 休憩、仮眠又は睡眠のための施設の変更届出(道路運送法施行規則第66条第1項第6号)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 41点 当該事業者の累積点数 41点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2。(4)但し書き参照)

平成30年8月21日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年8月21日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社大盛観光 (法人番号: 6050002025761) 代表者 川面松江
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県古河市仁連365-41 (本社営業所) 茨城県古河市仁連365-41
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 170日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	平成29年12月21日、定期的な監査を実施。9件の違反が認められた。(1) 運賃料金変更事前届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第9条の2第1項)、(2) 営業区域外旅客運送(運送法第20条)、(3) 運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(4) 乗務時間等告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(5) 点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(6) 乗務等の記録の記載事項不備(運輸規則第25条第2項)、(7) 運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(8) 運転者に対する指導監督の記録義務違反(運輸規則第38条第1項)、(9) 初任運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 17点 当該事業者の累積点数 17点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2。(4)但し書き参照)

平成30年8月21日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年8月21日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社イロハ観光交通 (法人番号: 5040001045705) 代表者 張海峰
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県富里市根木名1009-37 (成田営業所) 千葉県富里市根木名1009-37
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 180日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第20条
(6) 違反行為の概要	平成30年1月16日及び平成30年1月25日、定期的な監査を実施。11件の違反が認められた。(1) 事業計画の変更認可違反(道路運送法(以下「運送法」)第15条第1項)、(2) 営業区域外旅客運送(運送法第20条)、(3) 疾病のおそれのある乗務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(4) 点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(5) 乗務等の記録の記載事項不備(運輸規則第25条第2項)、(6) 運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(7) 運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)、(8) 運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(9) 初任運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(10) 運行管理者に対する講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)、(11) 休憩、仮眠又は睡眠のための施設の変更届出(道路運送法施行規則第66条第1項第6号)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 18点 当該事業者の累積点数 18点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成30年8月21日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年8月21日
(2) 事業者の氏名又は名称	スカイ観光バス株式会社 (法人番号: 8040001077737) 代表者 橋本修一
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県香取郡多古町十余三382-3 (本社営業所) 千葉県香取郡多古町十余三382-3
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 150日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第15条第1項
(6) 違反行為の概要	平成30年2月13日及び平成30年2月22日、新規許可を受けたことを端緒に監査を実施。7件の違反が認められた。(1) 事業計画の変更認可違反(道路運送法(以下「運送法」)第15条第1項)、(2) 事業計画の事前変更届出違反(運送法第15条第3項)、(3) 点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(4) 乗務等の記録等義務違反(運輸規則第25条第2項)、(5) 運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(6) 運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)、(7) 運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 15点 当該事業者の累積点数 15点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2。(4)但し書き参照)

平成30年8月21日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年8月21日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社蓮華 (法人番号: 6050001031769) 代表者 中原順子
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県筑西市蓮沼65 (玉戸営業所) 茨城県筑西市玉戸字山ヶ島1012-25
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 140日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	平成29年11月24日、定期的な監査を実施。6件の違反が認められた。(1) 運賃料金変更事前届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第9条の2第1項)、(2) 事業計画の変更認可違反(運送法第15条第1項)、(3) 運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(4) 点呼の実施義務違反(運輸規則第24条)、(5) 乗務等の記録の記載事項不備(運輸規則第25条第2項)、(6) 運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 14点 当該事業者の累積点数 14点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)